

# はばたき

はばたき福祉事業団は、薬害エイズ被害者の救済事業を行う団体です

## 第7号

### はばたき福祉事業団

〒162-0814  
東京都新宿区新小川町9番20号  
新小川町ビル5F  
TEL 03-5228-1200  
FAX 03-5227-7126

### シンポジウム

## エイズ医療体制の確立を目指して

二月四日、五日、横浜において「エイズ医療体制の確立を目指して」と題した公開シンポジウムが行われました。二回目になるこの会には、全国から多くの医療者やNGO、患者が集い、メインホールでの講演の他に八つの分科会が行われました。そのなかのひとつ「HIV感染患者支援の実態と改善」では、薬害や性感染による患者の立場からの提言や、支援活動を通してみた問題点などの発表が行われました。はばたき福祉事業団からも、患者参加型医療を目指した前回の「ダイナミックメディカルシステム」に続き、「患者QOL評価システムの確立」というテーマで提案をしましたので紹介します。

### はばたき福祉事業団



理事(弁護士) 仁科 豊

「健康」という概念は、単に身体的健康の次元を超えて、最近では心理社会的健康の概念にまで広げられています。QOL(生活の質)という概念も、患者の主観的な満足度だけではなく、人権が保障された状態であるか(ヒューマン・ディギニティー)という観点から評価されなければなりません。このような新たな視点から見直されたQOLという概念は、今後の医療や社会システムの改

善や充実、また患者の生活にも大きく役立つものと思われます。

当事業団が東大健康社会学教室と共に実施した調査研究事業を基に、QOL概念を用いて医療を含む患者サポートの現状を患者の側から評価す



患者が生活に意欲を持ち、より積極的に社会に参加していくためのサポートシステムをつくりあげるために、会場からは、性生活といふ重要な項目があるのかもしれません。なお、会場からは、性生活という領域がHIV感染症においては根本的な問題であることを考慮して、独立した生活領域としての位置付けが必要であるとの示唆があつたことを付け加えます。

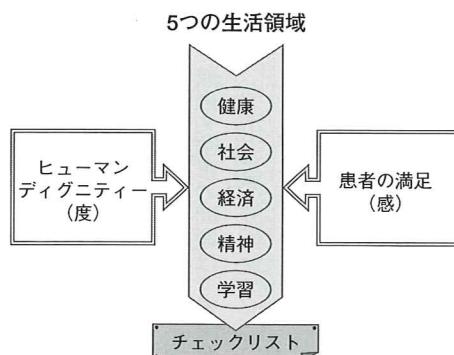
この例からも分かるように、患者の主観的満足だけでQOLを測るのではなく、人権という普遍的な価値に裏付けされているか、という視点からの評価が不可欠です。

QOLをより客観的に評価するため、患者の生活領域を①健康、②社会、③経済、④精神、⑤学習の五つに区分し、先にあげたヒューマン・ディギニティーと患者の満足感の二つの視点から項目毎に状況を評価します。



### J-AIDSのご案内

HIV感染症やエイズのケアに関するメーリングリスト(掲示板も兼ねています)をご紹介します。広島大学の高田昇先生が管理者で、エイズに関する情報を提供し、話し合う場となっています。新規にユーザーになるには[http://www.egroups.co.jp/group/jaids/info.html]で参加登録をして下さい。



2000年3月30日

## 「ミドリ十字ルート」判決

「主文、被告人松下兼三を禁固二年に、被告人須山忠彦を禁固一年六ヶ月に、被告人川野武彦を禁固一年四ヶ月に処する……」

エイズウイルスに汚染された非加熱製剤を販売し、それを投与された

肝臓病患者を感染、死亡させたとして、業務上過失致死罪で訴えられていた旧ミドリ十字の歴代三社長に対し、二月二十四日、大阪地裁で実刑判決が下されました。

今回の裁判では、非加熱製剤の危険認識の時期が争点となりました

が、判決では加熱製剤が販売開始さ

れた一九八六年一月時点において危

険認識は認められるとして、被告側の

主張を退けました。また、厚生省か

らの販売中止、回収命令がなかつた

から、という厚生省に責任転嫁する

ような主張も認められず、薬害事件

では初めて刑事責任が認定されまし

た。しかも実刑判決が出たことはた

いへん画期的のことと言えます。

しかし、非加熱製剤の在庫処理のため、国内血漿のみから製造されている安全な製剤だという虚偽の宣伝を行い、また危険な製剤と認識し

ながらも販売中止、回収を怠ったた

めに感染させられ、亡くなられた被

害者の心情を思うと、量刑が軽いと

いう印象はぬぐえません。薬害エイ

ズ事件は、千八百人の血友病患者

に被害者を出し、すでに五百人にも

及ぶ方が七くなられました。そして

今回の事件のような肝臓病患者や、

手術の際の止血剤として非加熱製剤

を投与されH.I.Vに感染した被害者

は、その数をはるかに上回ると言わ

れています。こうした未曾有の大被

害を引き起こした責任の一端を担う

製薬企業トップは、もっと厳しく断

罪されるべきではないでしょうか。

◆読売新聞

大阪地裁、利益優先性姿勢を断罪

◆朝日新聞

真相究明ほど遠く

◆毎日新聞

製薬ぬぐえぬ不信

◆耐え難い命の軽さ



## 丹羽雄哉厚生大臣と原告団との定期協議

東京・大阪H.I.V訴訟原告団は、

国が和解確認書で約束した恒久対策

を実行する件で、年一回厚生大臣と定期協議をもっています。平成十一

年度の定期協議は一月十七日に、六

十九人の原告らが出席して厚生省で開かれ、厚生大臣が判断すべき原告

団の重点要求について回答を求めま

した。今回は、大臣との定期協議の内

容を多くの方々に知つていただき

ために、厚生大臣の生の声をお伝え

したいと思います。

### 基本認識・姿勢

行政の誤った判断により多くの方々が犠牲になられ、なお多くの方々

が苦しみながら生活していらっしゃることに対し、厚生大臣として心からお詫びと反省を申し上げる。厚生

省の正面に建立されている誓いの碑

に刻まれたことを胸にしっかりと受けとめ、裁判所から指摘された重大

な責任を深く自覚し、反省し、薬害

エイズ事件のような悲惨な薬害を再び繰り返すことがないよう、薬害再発防止も含めて、皆様方のご意見を率直に伺いたい。

### 血液事業

現在の中薬審特別部会で結論を取りまとめ、合意ができれば法案として提出したい。部会を開くようにする。(無過失賠償の問題は)審議会の場で充分に議論していただく。

### 真相究明

刑事裁判で訴訟中だが、うやむやにする気持ちには毛頭ない。

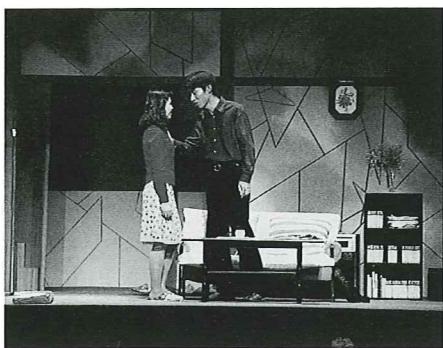
今回の交渉では、大臣の政治家の抽象的発言も目立ち、また原告団の具体的な要求とされたところもありましたが、国の責任や原状回復の医療の確認、血液新法に向けての部会再開、生活被害実態調査についての積極的な回答など、大きな成果がありました。今後も原告団は、さらに交渉力をパワーアップして、被害者救済のために協議を重ねていきます。

(原告団世話人として 大平勝美)

### 医療

医薬品の安全性に関する体制は、

## チャリティー公演 「そら」



昨年十一月十七日、薬害エイズチャリティー公演「そら」が、名古屋市民会館で行われました。主催した行委員会は、はばたき福祉事業団を支援するために集まつたグループで、二年前にバイオリニストの前橋汀子さんを招いて行つたチャリティーコンサート以来、これが一回目のチャリティイベントの企画でした。

当時は前売り券が完売し、開場前から長蛇の列ができ、若者を中心におよそ千二百五十名が詰めかけ、立ち見客が百人も出るほどの大盛況でした。

物語は、とある高校で文化祭のテーマを決めるところから始まりま

した。翔の感染に薄々気づいている親友は翔の複雑な気持ちに戸惑い、また姉が恋人の母親から結婚を反対されなど、自分を取り巻く状況に深く悩む翔。そして文化祭当日、そんなもやもやした感情を振り払うかのように舞台に飛び出した翔は、自分のメッセージを観客に訴える、とい

うストーリー。

公演は二時間半におよぶ長いものでしたが、その時間を忘れさせるほど充実したものでした。主人公をめぐる生活や人間関係は、おそらく多くの被害者が抱えているものと同じで、裁判が終わっても薬害エイズは続いているのだという現状が、

感情移入しやすいありふれた日々の暮らしを通して、ストレートに、そして分かりやすく観客に伝わっています。また、そんな主人公たちを演じたキャストの皆さんは、

（十代、学生）

● 感動して涙がとまりませんでした。ここがエイズということばに抵抗がないで、自分次第でどうにでも生活は変えられることを痛感しました。本当にありがとうございました。（二十代、会社員）

（十代、学生）

### 献血のお願い

健全な血液事業をめざし、現在中華人民共和国で血液新法を検討しています。この審議会には被害患者も委員として参加しています。国内自給を一日も早く達成して、海外の買血由来の製剤を使わないですむように、多くの方の献血のご協力をお願い致します。



いた方、グッズを購入していただきたい方、本当にあります。

（十代、学生）

（二十代、会社員）

（三十代、会社員）

（四十代、会社員）

（五十代、会社員）

（六十代、会社員）

（七十代、会社員）

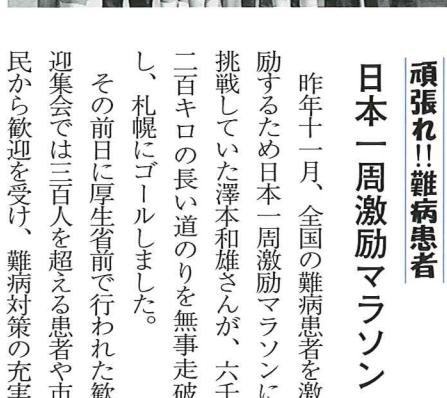
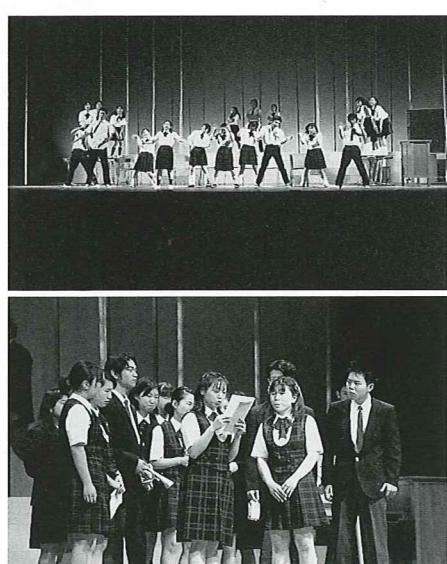
（八十代、会社員）

（九十代、会社員）

（一百歳代、会社員）

## 日本一周激励マラソン 頑張れ!! 難病患者

昨年十一月、全国の難病患者を激励するため日本一周激励マラソンに挑戦していた澤本和雄さんが、六千二百キロの長い道のりを無事走破し、札幌にゴールしました。



## 各支部の活動から

### 新たな陣容で事務局を

#### 九州支部

皆様、どのような輝かしい二〇〇〇年をお迎えになられたでしょうか。九州支部は新しいスタッフも加わり、陣容を再建中です。その間に今まで埋もれていた患者さんが見つかったり、障害年金申請の難しさを感じさせられたり問題山積を痛感。今年も皆様のご支援、よろしくお願いいたします! (前号紹介の遺族会講師野田正彰先生の所属が間違っていました。正しくは「京都造形芸術大学」です。お詫びして訂正いたします。)

### 公演に勇気づけられて

#### 中部支部

昨年の十二月、はばたき福祉事業団支援のチャリティー演劇が行われました。当日は会場の名古屋市民会館中ホールが満員となる盛況ぶりで、大成功を納めました。私たちもこの演劇を観て、いつそう勇気づけられる思いがしました。実行委員のみなさん、キャストのみなさん、本当にありがとうございました。来年もこの雰囲気にふれていただける方法がないか、現在検討しています。

事務所の模様替えと事務局員の勤務体制の変更も考え中。事務所の活性化を期待して。

### 今年もみなさんと共に

#### 東北支部

東北支部も今年の秋で四年目を迎えます。子供でも三~四歳になれば色々な事を経験して友達も増える年齢です。当事務所も皆さんとの交流やこの問題に熱心に取り組んでいる方々との出会いを通じ、よちよち歩きから卒業しつつあります。様々な出会いから多くの事を学び、また良い思い出も沢山できました。今年も皆さんに支えられながら共につかり歩いていきたいと思います。

### はばたきが発進源となつて

#### 北海道支部

昨年開催したプロップステーションの竹中ナミさんの講演会がきっかけになって、札幌市内のさまざまな団体や個人が中心になり、チャレンジド(障害を持つ人たち)を対象としたパソコンの教室が企画されています。今後どのような活動に変身していくのか楽しみです。

こうした動きに触発され、来年度の事業のひとつに、患者の教育支援事業を提案しています。就業という大きな目標に向けた小さな一步です。

## 医療被害・薬害救済制度確立連絡会

第三回連絡会が一月に開催されました。肝炎患者の実態と救済の現状、審議がトップしている中薬審特別部会血液新法をめぐる問題、薬害再発防止システム案などが報告されました。

医療用具やヒト由来製品をめぐつては倫理的な問題が含まれますが、その基準はほとんどないと言つても

適切な医療が隠されていることの問題も指摘され、活発な議論が行われるなか「薬害根絶の日」や、修学旅行生が立ち寄ることのできる「薬害資料館」についても言及されました。

また「院内感染」という言葉で不適切な医療が隠されていることの問題も指摘され、活発な議論が行われるなか「薬害根絶の日」や、修学旅行生が立ち寄ることのできる「薬害資料館」についても言及されました。



### ●賛助会員募集中●

**学生会員 年間 一口 1,000円**  
**個人会員 年間 一口 3,000円**  
**団体会員 年間 一口 10,000円**  
 (何口でも結構です)

○はばたき福祉事業団の運営を安定させるために、賛助会員を募集しています。ご家族やお知り合いの方にも声をかけて頂けると幸いです。

○賛助会員の皆さんには、ニュースをお送りします。  
 ○お申し込みは、郵便振替用紙に住所・氏名等ご記入の上、会費を添えて、郵便局からお振込み下さい。

〈郵便振替〉  
 口座番号 00130-2-396502  
 名義 はばたき福祉事業団

活動を進めるための大きな力となるご寄付もよろしくお願い致します。

| * 賛助会員数 |             |
|---------|-------------|
| 学生      | 二八名(四〇口数)   |
| 個人      | 五五九名(七九一口数) |
| 法人      | 三三団体(七三口数)  |

今年度の会費振り込み用紙を封致しますので、よろしくお願い致します。

### 編集後記

拉致されていた少女が9年数か月ぶりに救出された。最も多感な少女時代を奪われた女性が氣の毒でならない。暗い部屋に一人ぼっちで何を思っていたのだろうか。H.I.Vの被害者も一時は同じ時を過ごしていたことがあった。一人きりで閉じこもって苦しんでいる人は、今はもういないだろうか。

### はばたき福祉事業団

東京都新宿区新小川町9番20号 新小川町ビル5階  
 TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126  
 札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター  
 TEL/FAX 011-551-4439  
 仙台市青葉町大町2-3-12 大町マンション402号  
 増田法律事務所気付  
 TEL 022-215-0303 FAX 022-215-0301  
 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5階 柴田・羽賀法律事務所気付 TEL/FAX 052-241-5953(月火木のみ)  
 福岡市早良区西新4丁目9-39 中野ビル6階  
 西新共同法律事務所気付 TEL 092-844-0106